

No	資料名	タイトル	頁						質問	回答
1	募集要項	特定公園施設	4	I	1	(7)	①		特定公園施設は駐車場とありますが、分散配置を含め公園内に整備する全ての駐車場と理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項	事業スケジュール	8	I	1	(7)	⑩		募集要項や要求水準書、各契約において、「事業契約締結日」という表記が多数ありますが、事業契約は「①基本協定書(想定案)、②基本契約書(想定案)、③工事請負仮契約書(設計・施工一括発注方式)(想定案)、④指定管理者基本協定書(想定案)、⑤Park-PFI 実施協定書(想定案)」を総称するとあるため、①～⑤各契約の締結日が異なる場合、事業契約締結日がいつを指すのか解釈が不明瞭です。事業契約締結日でなく、各個別の契約締結日や想定する締結予定日に修正いただけないでしょうか。	①については、令和8年2月下旬に本協定を締結する予定です。 ②については、令和8年3月下旬に本契約を締結する予定です。 ③については、令和8年2月下旬に仮契約を締結し、令和8年3月の富田林市議会における議決をもって、本契約とする予定です。 ④については、複合施設条例等を策定したうえで、令和10年6月の富田林市議会における指定管理者の指定の議決をもって、本協定を締結する予定です。 ⑤については、令和8年2月下旬に本協定を締結する予定です。
3	募集要項	事業スケジュール	8	I	1	(7)	⑩		設計・建設期間について、募集要項では「特定事業契約締結日～令和10(2028)年12月31日」とありますが、基本契約書の事業日程は「特定事業契約締結日～令和11(2029)年3月31日」・工事請負仮契約書の履行期間は「市議会の議決があった日から令和11年3月31日」と齟齬があります。どちらが正でしょうか。	募集要項は、記載のとおり「特定事業契約締結日～令和10(2028)年12月31日」です。基本契約書(想定案)の別紙2 設計・建設期間は、「特定事業契約締結日～令和10(2028)年12月31日」に改めます。工事請負仮契約書(想定案)における履行期間については、開業準備業務期間を含め「特定事業契約締結日～令和11(2029)年3月31日」としております。
4	募集要項	事業スケジュール	8	I	1	(7)	⑩		落札後、事業者が着工(解体)開始できる年月をご教示ください。	令和8年4月1日以降は公園を閉鎖いたしますので、契約書等に基づき、事業者の判断で着手していただいて差し支えございません。
5	募集要項	事業スケジュール	8	I	1	(7)	⑩		引渡し日は「令和10(2028)年12月31日(設計・建設期間終期)」もしくは令和11(2029)年3月31日(開業準備期間終期)のどちらでしょうか。また、開業準備業務期間中にかかる費用は設計・建設の費用に含むのか、維持管理運営費に含むのかどちらでしょうか。	引渡し日については、令和11(2029)年3月31日を想定しております。また、開業準備業務期間中にかかる費用は設計・建設の費用に含みます。
6	募集要項	特定公園施設の引渡し	9	I	1	(8)	③	オ	特定公園施設の設計・建設事業費は、認定計画提出者が負担し市の竣工検査後供用までに、予算内金額にて市が買い取るとの理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項	利便増進施設の設置に関する事項	11	I	1	(8)	⑥	イ	利便増進施設(看板・広告塔・駐輪場ラック付き)はどのようなものを想定していますか	シェアサイクルや屋外広告用のデジタルサインージ等を想定しておりますが、その他提案による設置も可とします。
8	募集要項	共通の参加資格要件	18	Ⅲ	5	(1)	⑪		「本市入札参加資格者名簿に登録されていない者」にあつては、入札参加資格審査申請時に必要な提出書類について提出を求めるものとする。」とありますが、名簿登録にあたって必要な書類が、入札参加資格審査申請時に必要な提出書類と重複するものは、どちらか片方は割愛しても良いという理解で良いでしょうか。	本件については、本市入札参加資格者名簿に登録されていない方につきましては、入札参加資格審査申請時に必要な提出書類をご提出いただく必要がございます。また、今後、本市の入札参加資格申請への登録をご検討されている場合には、その際の申請要領に基づき、改めて必要書類をご提出いただくこととなります。(割愛することはありません)
9	募集要項	応募者の備えるべき参加資格要件	18	Ⅲ	5	(2)			要件の一部を協力企業で満たすことは可能とありますが、その際の協力企業が提出する申請書類は資格審査の付属資料提出確認書(様式2-9)の共通資料のみの認識でよろしいでしょうか。	要件の一部を協力企業で満たす場合についても、(様式2-7)(様式2-8)の下部の注釈のとおり参加資格に関する書類を作成し、要件を満たす実績を証明する資料の写しを添付して下さい。
10	募集要項	応募者の備えるべき参加資格要件	18	Ⅲ	5	(2)	③		募集要項 ③工事監理業務を行う者 イ 平成27年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、公共施設(新築に限る。)の工事監理業務を元請として履行した実績があること。 資格審査の付属資料提出確認書(様式2-9) 工事監理企業 ①平成27年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、延床面積2,000㎡以上(新築に限る。)の工事監理業務を元請として履行した実績を証明する資料 それぞれ記載に相違がありますが、どちらが正でしょうか。	工事監理業務の参加資格要件については、「平成27年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、公共施設(新築に限る。)の工事監理業務を元請として履行した実績があること。」と統一し、修正いたします。
11	募集要項	提案額の条件	22	Ⅲ	9	(1)			計画地の測量や地盤調査、既存建物のアスベスト、PCB等の調査費用は施設等整備費用と別途と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書P70に記載のとおりとなります。 アスベストの使用有無(建材等への含有については未調査であるため、使用されているものと想定し提案上限額に計上済み)については、事業者の責任において事前に調査を行ってください。アスベストが確認された場合は、関係法令及び適用基準に従い、適切かつ安全に処分を行い、当該調査費用は提案金額に含めてください。また、PCBについては、キュービクル変圧器に低濃度PCBが含有しているため、事業者は関係法令及び適用基準に従い、適切に処分を行ってください(別途調査は不要とする)。
12	募集要項	提案額の条件	22	Ⅲ	9	(1)			諸官庁への申請手数料は施設等整備費用と別途と考えてよろしいでしょうか。	関係諸官庁等への申請に係る各種手数料については、提案金額に含まれます。
13	募集要項	提案額の条件	22	Ⅲ	9	(1)	②		指定管理料 70, 125, 454円(税抜)の積算内訳を教えてください	指定管理料は、維持管理費(建築物保守管理、建築設備保守管理、備品等保守管理、衛生管理、警備、緑地・広場等保守管理、修繕・更新、情報システム管理)及び運営費(各機能運営、受付・予約管理、利用料金徴収、駐車場運営)、その他維持管理業務及び運営業務に伴う一般管理費、光熱水費等の必要な経費を見込んでいます。
14	募集要項	提案額の条件	22	Ⅲ	9	(1)	②		光熱水費用の内訳を教えてください	光熱水費用は、維持管理及び運営に必要な経費を見込んでいます。
15	募集要項	公募対象公園施設の使用料の下限	22	Ⅲ	9	(2)			公募対象公園施設について、建物等は立てず土地の上でBBQを実施する等の場合は、土地の貸付に該当し消費税は非課税という理解で良いでしょうか。また、もし消費税がかかる場合、㎡当たり使用料「100円/㎡・月額」という金額は税抜・税込どちらでしょうか。	公募対象公園施設の土地の使用料については、消費税法第6条により、地方公共団体が行う「公の施設の使用料」のため、非課税となります。

16	募集要項	サービス対価の支払限度額について	23	Ⅲ	9	(3)	①		施設整備費用の各会計年度における請負代金の支払限度額について、 ・令和8年度 85,700千円、令和9年度 330,400千円、令和10年度2,491,200千円とありますが、例えば令和8年度に実施設計が出来高100%、解体工事も出来高100%とすると令和8年度だけでも概ね200,000千円弱の出来高が想定され、貴市の設定する令和8年度の支払限度額を大きく上回るものと想定されます。 貴市の支払限度額を設定する根拠となった、出来高の想定を開示いただけますでしょうか。また、上記の支払限度額は増額いただけませんか。 ご教示願います。	各年度の支払限度額の増額は不可です。支払限度額(税込)の内訳は以下のとおりです。 ・令和8年度:主に設計等、解体工事 設計等:9,900千円、解体工事:75,800千円(留保:9,500千円) ・令和9年度:設計等、複合施設基礎工事(進捗約2割程度) 設計等:15,570千円、工事:305,280千円、前年度留保:9,500千円(留保:35,660千円) ・令和10年度:主に工事監理、複合施設整備工事、公園工事、P-PFI(駐車場)、備品 設計等:111,800千円、複合施設工事:1,378,700千円、公園工事:797,830千円、P-PFI(駐車場):33,000千円、備品:134,300千円、前年度留保:35,660千円 ※なお、各年度の出来高予定額の90%を支払限度額とし、留保した1割分については翌年度に支払うものとします。
17	募集要項	サービス対価の支払限度額について	23	Ⅲ	9	(3)	①		施設整備費用に関し、年度毎に支払い限度額が設定されているが、この支払スケジュールは、何に基づき設定されたものか、貴市の想定するスケジュール(設計(基本、実施)、解体、造成、複合施設建設)をお示ください。また、想定と金額が整合しない場合、見直し検討をお願いします。	各年度の支払限度額の増額は不可です。支払限度額(税込)の内訳は以下のとおりです。 ・令和8年度:主に設計等、解体工事 設計等:9,900千円、解体工事:75,800千円(留保:9,500千円) ・令和9年度:設計等、複合施設基礎工事(進捗約2割程度) 設計等:15,570千円、工事:305,280千円、前年度留保:9,500千円(留保:35,660千円) ・令和10年度:主に工事監理、複合施設整備工事、公園工事、P-PFI(駐車場)、備品 設計等:111,800千円、複合施設工事:1,378,700千円、公園工事:797,830千円、P-PFI(駐車場):33,000千円、備品:134,300千円、前年度留保:35,660千円 ※なお、各年度の出来高予定額の90%を支払限度額とし、留保した1割分については翌年度に支払うものとします。
18	募集要項	サービス対価の支払い限度額について	23	Ⅲ	9	(3)	②		指定管理料は、令和11年～27年度まで、同額(77,138,000円)でしょうか	お見込みのとおりです。
19	募集要項	責任分担に関する基本的な考え方	23	Ⅳ	2				PPP事業で一般的に示される市と事業者の責任分担(種別・リスク種類・リスク内容・負担者等)を示したリスク分担表を、質疑回答時に資料として公表いただけますでしょうか。	公表済の実施方針P27～28に整理しております。 (https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/104/122939.html)
20	募集要項	責任分担に関する基本的な考え方	23	Ⅳ	2	(2)			リスク分担表が特定事業契約書に明記されているとのことですが、どこにありますか	特定事業契約とは、基本協定書(想定案)第1条に記載された契約を指します。リスク分担の内容につきましては、各契約書等(想定案)に記載のとおりです。なお、本事業の実施方針においても、P27～28に整理しております。